年度 家屋敷課税 に係る課税取消申告書

上峰町長 宛

年 月 日提出

上峰町内に有しています事務所・事業所・家屋敷については、ですので、家屋敷に係る課税取消を申告します。

年1月1日現在、下記のとおり

納稅	住	所	〒			
義	フリ					
務	氏	名				
者	生年	月日	年 月 日 電話番号 () 一			
	家屋敷の 所在地		上峰町 フリガナ 屋号・雅号			
	[あては	[あてはまる項目にレ印をしてください]				
課		□ 事業用の施設だが、事務所を伴わない単なる資材置場、倉庫、車庫である。				
	□ 事業を廃業した / 事業を引き継いだ。 - 廃業日 / 引継日: 年 月 日					
税						
の	氏名住所					
取		1 5	ロ1ロハギン 草足の毛の歯) キャルル し のまれがと よ			
消	□ 1月1日以前に、家屋の取り壊し、または他人への売却があった。 ※(取壊証明書、売買契約書などがあれば写しを添付のこと)					
理	他人に貸し付ける目的で有している。(賃貸契約書などがあれば写しを添付のこと)					
曲] TU	は、日本の一般で有している。(質質契約書などがあれば与しを添付のこと) 「食付年月日 年 月 日 年 月 日 日貸付			
	貸付先氏名•事業主					
	貸付先者の住所					

留意事項

- (1) 賦課期日は1月1日です。よって、1月2日以降に上峰町へ転入された場合や家屋の取壊・ 売却があった場合でも、今年度は課税対象となります。家屋敷課税の取消を申告される方は、 この申告書欄の必要事項を明記のうえ、上峰町税務課へご提出ください。
- この申告書欄の必要事項を明記のうえ、上峰町税務課へご提出ください。 (2) 家屋敷課税は、必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。また、水道・電気などを停止しているなど上記以外の理由は原則課税取消理由として認められていません。
- (3) この申告書の書き方等について、ご不明な点がございましたら上峰町税務課までお問い合わせください。(電話:直通0952-52-7411)

受付印